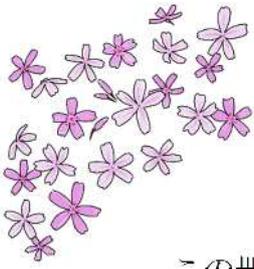


男女共同参画センター えーる 事業概要

(令和5年度事業実績)



練馬区 総務部 人権・男女共同参画課



この冊子は、練馬区立男女共同参画センター「えーる」の令和5年度事業実績を取りまとめ、事業概要として作成したものです。ご高覧いただき、男女共同参画センター「えーる」の事業をご理解いただくための資料としてご活用いただければ幸いです。

令和6年8月

練馬区総務部人権・男女共同参画課





目 次

【施設のあらまし】

1 設置目的	1
2 沿革	1
3 施設の概要	1

【事業のあらまし】

I 男女共同参画の学習および交流推進事業	3
1 男女共同参画講座	5
2 区民企画講座	9
3 出前講座	12
4 映画上映会	13
5 男女共同参画センターえーるフェスティバル	13
II 男女共同参画団体等に対する活動の場の提供に関する事業	16
1 貸出施設の利用	16
2 利用状況	18
III 相談事業	20
1 事業内容	20
2 相談実績	21
IV 男女共同参画に関する調査・研究、資料収集、情報提供事業等	24
1 事業内容	24
2 図書・資料室案内	24
3 図書・資料室利用状況	25
4 情報提供	25
5 保育付きブックタイム事業	27

【資料】

1 練馬区立男女共同参画センター条例	28
2 練馬区立男女共同参画センター運営委員会設置要綱	33
3 男女共同参画センター運営委員会開催状況	35

施設のあらまし

1 設置目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とします。

2 沿革

昭和55年(1980年)	「練馬区婦人問題連絡協議会」設置(企画部)
昭和56年(1981年)	区民活動課婦人問題担当主査設置 区立婦人会館に関する陳情書採択
昭和57年(1982年)	「婦人問題懇談会」設置
昭和60年(1985年)	「練馬区婦人行動計画」策定 練馬区婦人問題懇談会提言 「練馬区立婦人会館の建設・管理運営についての基本的な考え方について」
昭和62年(1987年)	練馬区立婦人会館開館
昭和63年(1988年)	婦人会館運営委員会設置
平成3年(1991年)	「練馬区女性行動計画(改定)」策定 女性課設置 練馬区立婦人会館を練馬区立練馬女性センターに改称
平成8年(1996年)	「練馬区第3次女性行動計画」策定 練馬女性センター開館10周年
平成11年(1999年)	組織改正により女性課の所属が生活文化部から総務部に変更
平成13年(2001年)	「練馬区男女共同参画計画」策定
平成14年(2002年)	女性課と同和対策担当課を統合し、「人権・男女共同参画課」に組織改正
平成18年(2006年)	練馬区公共施設予約システム導入 窓口業務と施設の管理業務を指定管理者へ移行 練馬女性センター開館20周年
平成20年(2008年)	練馬女性センターの愛称「えーる」を、施設の名称と併せて使用開始
平成22年(2010年)	練馬区立男女共同参画センターに改称、愛称「えーる」も継続
平成24年(2012年)	講座等事業の業務を新たに指定管理者へ移行
平成26年(2014年)	練馬区配偶者暴力相談支援センターの機能整備
平成28年(2016年)	練馬区立男女共同参画センターえーる開館30周年
平成29年(2017年)	相談体制変更、性的マイノリティに関する相談を開設
平成30年(2018年)	女性のための就活応援コーナー開設
令和4年(2022年)	相談体制変更、男性のための相談(電話相談)を開設

3 施設の概要

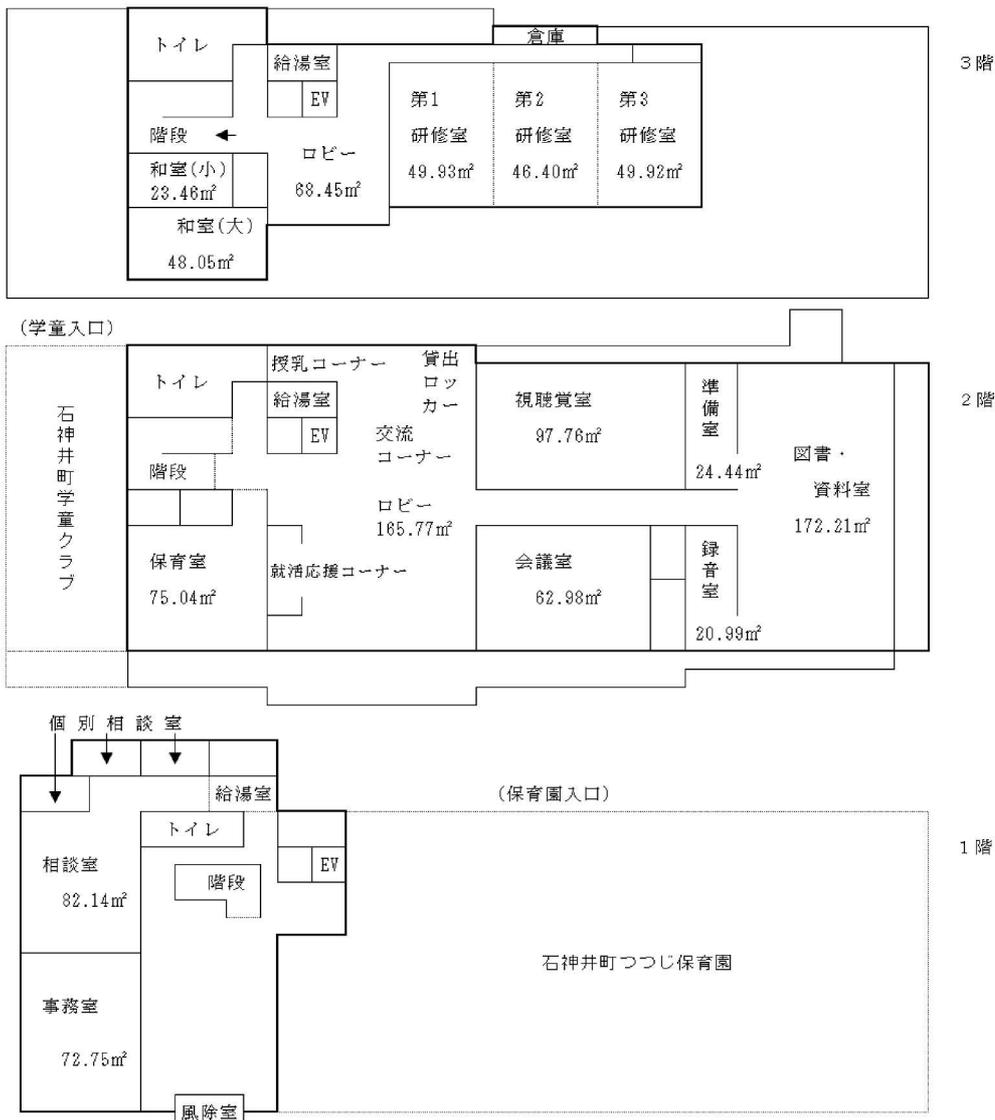
(1) 名称	練馬区立男女共同参画センターえーる
(2) 所在地	東京都練馬区石神井町八丁目1番10号
(3) 構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建 (石神井町つつじ保育園、石神井町学童クラブ、都営住宅を併設) 男女共同参画センター部分の延床面積 1,676㎡ (1階349㎡、2階884㎡、3階443㎡)
(4) 開館	昭和62年(1987年)4月1日
(5) 開館時間	午前9時から午後9時30分まで
(6) 休館日	年末年始(12月29日から1月3日)、点検・清掃等による随時休館
(7) 運営委員会	運営にあたって、広く区民の意見を反映させるため「練馬区立男女共同参画センター運営委員会」を設置 委員数 20名程度 任期 2年

(8) 施設の内容

階数	施設名	定員	備考
3階	第1研修室	30人	講座、講演会、会議等 〔パーテーションを外して利用する場合、椅子のみで〕 150人まで利用可能
	第2研修室	24人	
	第3研修室	30人	
	和室(小)	12人	学習会、会議等
	和室(大)	24人	
	ロビー		
2階	視聴覚室	45人	講座、講演会、映画会、人形劇、コーラス、会議等 ピアノ、ビデオプロジェクター 椅子のみで80人まで利用可能
	録音室	10人	会議等
	会議室	30人	会議等
	保育室		講座・講演会の一時保育 子ども用机・椅子、ベビーベッド、遊具等
	図書・資料室		閲覧席9席、児童書コーナー
	就活応援コーナー		
	授乳コーナー		
ロビー			
1階	相談室		個別相談室3室、相談コーナー
	事務室		

1階を除く全部屋・就活応援コーナーに無料Wi-Fi設置。(部屋利用者、就活応援コーナー利用者限定)

(9) 平面図



事業のあらまし

I 男女共同参画の学習および交流推進事業

1 男女共同参画講座	回数	参加人数	保育人数
(1) 子育て中のわたしをみつめる「子育てママのボレボレ塾2023」	5	32	28
(2) 多様な性を考える「カランコエの花」の上映会	1	29	1
(3) 男女共同参画基礎講座「若い世代とともに考える！ ～ジェンダー平等な社会を目指して～」(オンライン開催)	1	8	—
(4) 父と子の体操教室「元気いっぱいパパと体を動かそう！」	1	6	—
(5) えるキッズエンジョイサマー「作って遊ぼう！ペットボトルで空気砲」	1	18	—
(6) コミュニケーション講座「その会議、満足？～みんなで決める話し合いの方法～」	2	34	0
(7) えるスクエア「“グルーミング”って何？～性暴力被害から身を守るために～」	1	10	1
(8) 親子で学ぶ生と性講座「カラダとココロの大切なはなし」	1	39	3
(9) 男性向け講座「おとこの上手な暮らし方！」 ①正しく学ぼう男性更年期障害 ②おとこの暮らしを支える片づけと習慣の技術 ③職場、地域、家庭で役立つコミュニケーションスキル	3	48	0
(10) わたしの「これからライフ」2023Part I ゆるヨガ女子会	3	21	3
(11) わたしの「これからライフ」2023Part II ①ゆるヨガ女子会 ②わたしの想いを伝える ～アサーティブコミュニケーションを学ぼう～	4	35	7
(12) 子育て世代の就活講座～自分に合った働き方で就職！～	1	32	8
(13) 子育て世代の就活講座～就活メイク&ビジネスマナー～	1	16	4
(14) 子育て世代の就活講座～社会保険や税金などの基礎知識～	1	46	11
(15) 女性のためのプチ起業講座～“想い”をカタチに！わたらしく起業！～	3	35	6
(16) 人生半ばの女性応援講座「私を活かす就活作戦！」	2	24	0
(17) 就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座「ワード」	3	29	2
(18) 就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座「エクセル基礎」	3	30	0
(19) 就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座「エクセル実践」	3	30	0
(20) 就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座「パワーポイント」	3	29	0
(21) 女性のためのセルフケア講座～笑顔で過ごす更年期！～	1	26	3
(22) 防災講座「皆ではじめよう！アクティブ防災 ～楽しく学び、賢く備え、自分で考え行動できる防災を！」	1	18	1

2 区民企画講座	回数	参加人数	保育人数
(1) 未来の私年表を作ろう！～まだまだこれからの可能性は広がる～	1	8	2
(2) これからの私たちの働き方～ジェンダー平等の視点で考える	1	26	0
(3) 親子で楽しく算数で遊ぼう～色板ならべ（タングラム）～	2	25	1
(4) 片づけスイッチオン！断捨離で住まいをもっと快適に&お財布の断捨離実践	2	55	1
(5) 映画「杜人～環境再生医 矢野智徳の挑戦～」上映と監督トーク	2	70	0
(6) こころのケア講座 ①「精神的暴力・モラルハラスメント」②「DV・トラウマを理解する」	2	15	1
(7) 0歳からのリトミックコンサートwithパパ～クリスマスを楽しもう～	2	48	—
(8) 子育て応援講座 A：聴き上手になる方法 B：悩み上手になる方法	2	71	10
(9) 女性のための即興音楽活動～音楽によるリラクゼーション体験～	1	16	1
(10) 笑って脳トレ	1	26	—
3 出前講座	回数	参加人数	保育人数
(1) 出前講座等啓発事業（南町小学校）「共生社会への実現～LGBTQ+への理解を深める～」	1	75	—
(2) 出前講座等啓発事業（石神井友和会）「証言記録 東日本大震災」上映会	1	29	—
(3) 出前講座等啓発事業（子育てサポートネットSTS）「男の子らしさ女の子らしさってなあに？～性別にとらわれない子育てを考えてみよう～」	1	8	—
(4) 出前講座等啓発事業（大泉第二中学校、開進第四中学校、石神井南中学校） 「デートDV防止講座」	3	1,058	—
(5) 出前講座等啓発事業（開進第四中学校、石神井南中学校教職員向け） 「デートDV防止講座」	2	42	—
4 映画上映会	回数	参加人数	保育人数
(1) えーるシネマサロン夏休み親子上映会 「くまのアーネストおじさんとセレスティータ～小さなオバケたち～」	2	36	1
(2) えーるシネマサロン上映会 「ほどけそうな、息」	2	74	5
合計延べ人数		2,277	100



1 男女共同参画講座

(1)	講座名	子育て中のわたしをみつめる「子育てママのポレポレ塾2023」		
	講師	柴田雅代（アートセラピスト）ほか		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	9月7日(木)	午前10時～正午	6	5
	9月14日(木)	午前10時～正午	5	5
	9月21日(木)	午前10時～正午	8	6
	10月5日(木)	午前10時～正午	7	6
	10月19日(木)	午前10時～正午	6	6

(2)	講座名	多様な性を考える「カラコエの花」の上映会		
	講師	鈴木茂義(公立小学校非常勤講師)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	12月16日(土)	午後2時～午後4時	29	1

(3)	講座名	男女共同参画基礎講座（オンライン開催） 「若い世代とともに考える！～ジェンダー平等な社会を目指して～」		
	講師	櫻井彩乃(GENCOURAGE代表)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	3月2日(土)	午前10時30分～正午	8	—

(4)	講座名	父と子の体操教室「元気いっぱいパパと体を動かそう！」		
	講師	小畑真吾(幼児体育指導員)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	12月2日(土)	午前10時～午前11時30分	6	—

(5)	講座名	えーるキッズエンジョイサマー 「作って遊ぼう！ペットボトルで空気砲」		
	講師	森岡寛貴(一社)ミライエ代表理事		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	7月25日(火)	午前10時～正午	18	—

(6)	講座名	コミュニケーション講座 「その会議、満足？～みんなで決める話し合いの方法～」		
	講師	杉村郁雄(プロセスクリエイイト代表)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	2月15日(木)	午後7時～午後8時30分	20	0
	2月22日(木)	午後7時～午後8時30分	14	0

(7)	講座名	えーるスクエア 「"グルーミング" って何？～性暴力被害から身を守るために～」		
	講師	内田絵梨(NPO法人ぱっぷす相談主任)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	11月25日(土)	午後2時～午後4時	10	1

(8)	講座名	親子で学ぶ生と性講座「カラダとココロの大切なはなし」		
	講師	土屋麻由美(麻の実助産所所長)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	1月14日(日)	午前10時～午前11時30分	39	3

(9)	講座名	男性向け講座「おとこの上手な暮らし方！」 ①正しく学ぼう男性更年期障害 ②おとこの暮らしを支える片づけと習慣の技術 ③職場、地域、家庭で役立つコミュニケーションスキル		
	講師	看護師マッキー(メンズヘルスコーディネーター)ほか		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	①11月11日(土)	午前10時～正午	15	0
	②11月19日(日)	午後2時～午後4時	17	0
	③12月3日(日)	午後2時～午後4時	16	0

(10)	講座名	わたしの「これからライフ」2023Part I ゆるヨガ女子会		
	講師	滝沢菜穂(全米ヨガアライアンスRYT200)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	4月16日(日)	午前10時～正午	6	1
	5月11日(木)	午後2時～午後4時	5	0
	6月10日(土)	午前10時～正午	10	2

(11)	講座名	わたしの「これからライフ」2023Part II ①ゆるヨガ女子会 ②わたしの想いを伝える～アサーティブコミュニケーションを学ぼう～		
	講師	岩井奈保美(メンタルケア心理専門士) ほか		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	①11月16日(木)	午前10時～正午	10	3
	①12月5日(火)	午前10時～正午	4	1
	①2月8日(木)	午前10時～正午	8	2
	②1月30日(火)	午後1時30分～午後3時30分	13	1

(12)	講座名	子育て世代の就活講座～自分に合った働き方で就職！～		
	講師	水藤和歌子(ハローワーク池袋マザーズコーナー就職ナビゲーター)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	9月12日(火)	午前10時～正午	32	8

(13)	講座名	子育て世代の就活講座～就活メイク&ビジネスマナー～		
	講師	小松勤子(メイクセラピスト)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	10月12日(木)	午前10時～午後0時30分	16	4

(14)	講座名	子育て世代の就活講座～社会保険や税金などの基礎知識～		
	講師	音川敏枝(東京都金融広報委員会金融広報アドバイザー)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	12月7日(木)	午前10時～正午	46	11

(15)	講座名	女性のためのプチ起業講座 ～”想い”をカタチに！わたしらしく起業！		
	講師	古屋由美子(中小企業診断士) ほか		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	9月15日(金)	午前10時～正午	15	2
	9月29日(金)	午前10時～正午	10	2
	10月13日(金)	午前10時～正午	10	2

(16)	講座名	人生半ばの女性応援講座「私を活かす就活作戦！」		
	講師	井上訓子（1級キャリアコンサルティング技能士）		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	10月24日(火)	午前10時～正午	13	0
	10月31日(火)	午前10時～正午	11	0

(17)	講座名	就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座「ワード」		
	講師	後藤悦子(MOSインストラクター)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	5月21日(日)	午前9時30分～午後0時30分	9	0
	10月11日(水)	午後1時30分～午後4時30分	10	2
1月25日(木)	午後1時30分～午後4時30分	10	0	

(18)	講座名	就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座「エクセル基礎」		
	講師	後藤悦子(MOSインストラクター)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	6月8日(木)	午前9時30分～午後0時30分	10	0
	11月8日(水)	午前9時30分～午後0時30分	10	0
2月29日(木)	午後1時30分～午後4時30分	10	0	

(19)	講座名	就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座「エクセル実践」		
	講師	後藤悦子(MOSインストラクター)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	6月15日(木)	午前9時30分～午後0時30分	10	0
	11月9日(木)	午後1時30分～午後4時30分	10	0
3月7日(木)	午前9時30分～午後0時30分	10	0	

(20)	講座名	就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座「パワーポイント」		
	講師	後藤悦子(MOSインストラクター)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	7月2日(日)	午後1時30分～午後4時30分	10	0
	9月20日(水)	午前9時30分～午後0時30分	10	0
2月14日(水)	午前9時30分～午後0時30分	9	0	

(21)	講座名	女性のためのセルフケア講座 ～笑顔で過ごす更年期！～		
	講師	知久朋美（ちえぶら認定更年期ライフデザインファシリテーター）		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	3月5日（火）	午前10時～正午	26	3

(22)	講座名	防災講座 「皆ではじめよう！アクティブ防災 ～楽しく学び、賢く備え、自分で考え行動できる防災を！」		
	講師	後藤悦子（NPO法人ママプラグアクティブ防災ファシリテーター）		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	1月28日（日）	午前10時～正午	18	1

2 区民企画講座

「区民企画講座」は、練馬区内で男女共同参画に関する活動に取り組む団体が企画運営する講座で、その活動を通して区内の男女共同参画の推進を図るとともに、男女共同参画の啓発の担い手としての地域の人材を育成することを目的として実施するものです。

(1)	講座名	未来の私年表を作ろう！ ～まだまだこれから可能性は広がる～		
	企画団体	自分らしいアクティブライフを考える会		
	講師	小暮裕美子（NPO法人ママプラグ理事）		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
9月24日（日）	午前10時～正午	8	2	

(2)	講座名	これからの私たちの働き方～ジェンダー平等の視点で考える		
	企画団体	ねりま24条の会		
	講師	浅倉むつ子（早稲田大学名誉教授）		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
11月26日（日）	午後2時～午後4時	26	0	



(3)	講座名	親子で楽しく算数で遊ぼう～色板ならべ(タングラム)～		
	企画団体	かずかたちサークルまどか		
	講師	山崎信彦(数学シニアインストラクター)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	6月25日(日)	午前10時30分～午前11時30分	11	0
	7月1日(土)	午前10時30分～午前11時30分	14	1

(4)	講座名	片づけスイッチオン!断捨離で住まいをもっと快適に&お財布の断捨離実践		
	企画団体	東京練馬断捨離会		
	講師	木村さちこ(やましたひでこ公認断捨離トレーナー)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	10月8日(日)	午後1時～午後3時	27	0
	10月29日(日)	午後1時～午後3時	28	1

(5)	講座名	「映画『杜人～環境再生医 矢野智徳の挑戦～』 上映と監督トーク」		
	企画団体	♀女性会議練馬支部		
	講師	前田せつ子(映画監督) ※午後のみ		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	10月28日(土)	午前10時～正午	24	0
	10月28日(土)	午後1時～午後4時	46	0

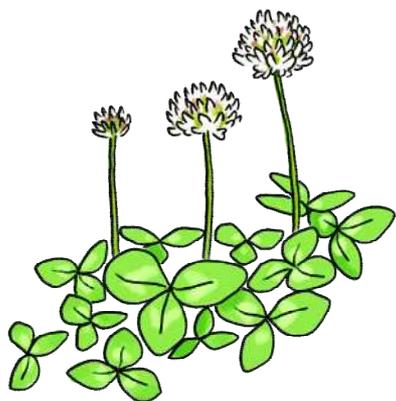
(6)	講座名	こころのケア講座 ①「精神的暴力・モラルハラスメント」 ②「DV・トラウマを理解する」		
	企画団体	WSY		
	講師	酒井まり(レジリエンス・ファシリテーター)ほか		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	7月9日(日)	午後2時～午後3時10分	6	0
	9月10日(日)	午後2時～午後3時10分	9	1

(7)	講座名	0歳からのリトミックコンサートwithパパ ～クリスマスを楽しもう～		
	企画団体	ペガサスアンサンブル		
	講師	松下真紀(リトミック指導者)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	11月23日(祝)	午後2時～午後3時	23	—
	12月24日(日)	午後1時～午後2時	25	—

(8)	講座名	子育て応援講座 A：聴き上手になる方法 B：悩み上手になる方法		
	企画団体	こねくとういず～練馬から日本のママを元気に～		
	講師	くぼあやの(こねくとういず副代表)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	6月22日(木)	午前10時～正午	40	6
	7月4日(火)	午前10時～正午	31	4

(9)	講座名	女性のための即興音楽活動 ～音楽によるリラクゼーション体験～		
	企画団体	子どものための音楽療法サークル「音の輪」		
	講師	牛田聖子(日本音楽療法協会認定音楽療法士)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	7月30日(日)	午前10時～午後11時40分	16	1

(10)	講座名	笑って脳トレ		
	企画団体	みんなで脳トレ		
	講師	井上益慶(健康運動指導士)		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	9月21日(木)	午前10時30分～正午	26	—



3 出前講座

(1)	講座名	出前講座等啓発事業 「共生社会への実現～LGBTQ+への理解を深める～」		
	出前先	南町小学校		
	実施日	時間	参加人数(児童)	参加人数(保護者)
	6月10日(土)	午前11時10分～午前11時55分	52	23

(2)	講座名	出前講座等啓発事業 「証言記録 東日本大震災」上映会		
	出前先	石神井友和会		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	11月17日(金)	午前10時～午前11時30分	29	—

(3)	講座名	出前講座等啓発事業 「男の子らしさ女の子らしさってなあに？～性別にとらわれない子育てを考えてみよう～」		
	出前先	私立関町ちぐさ幼稚園（子育てサポートネットSTS）		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	11月12日(日)	午前10時～正午	8	—

(4)	講座名	出前講座等啓発事業 「デートDV防止講座」		
	出前先	①大泉第二中学校、②開進第四中学校、③石神井南中学校		
	実施日	時間	参加人数(生徒)	参加人数(教職員)
	①5月24日(水)	午後1時35分～午後2時15分	362	20
	②6月7日(水)	午後1時30分～午後2時20分	401	24
	③12月20日(水)	午後1時30分～午後2時15分	241	10

(5)	講座名	出前講座等啓発事業 「デートDV防止講座」教職員対象		
	出前先	①開進第四中学校、②石神井南中学校		
	実施日	時間	参加人数	
	②6月7日(水)	午後2時50分～午後3時45分	22	
	③12月20日(水)	午後2時45分～午後3時35分	20	

4 映画上映会

(1)	講座名	えーるシネマサロン夏休み親子上映会 「くまのアーネストおじさんとセレスティーン ～小さなオバケたち～」		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	8月22日(火)	午前10時～11時30分	15	0
	8月22日(火)	午後1時30分～午後3時	21	1

(2)	講座名	えーるシネマサロン上映会 「ほどけそうな、息」		
	実施日	時間	参加人数	保育人数
	3月16日(土)	午前10時30分～11時30分	36	3
	3月16日(土)	午後2時～午後3時	38	2

5 男女共同参画センターえーるフェスティバル

「あなたも私も輝く社会へ」をテーマに、2023練馬区立男女共同参画センターえーるフェスティバルを6月17日(土)～6月19日(月)(オンデマンド配信は、7月3日(土)まで)に開催しました。

フェスティバルは、区民が男女共同参画の意識を深める機会にするとともに、日頃男女共同参画センターえーるで活動するサークルの成果の発表の場として、フェスティバル実行委員会と区が共催して実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しましたが、令和3年度からは、特別講演会やステージ発表の動画をセンターのホームページから視聴できるオンデマンド形式としました。

また、実行委員によるワークショップは、対面式の他、オンデマンド配信や館内にて上映会を実施するなど、開催方法を工夫して実施しました。

【参加者数】

◆ 来館者数 (6月17日～19日) (人)

(内訳)	6月17日(土)	176
	18日(日)	92
	19日(月)	137
	合計	405



◆ オンデマンドによる視聴回数 (6月17日～7月3日) (回)

(内訳)	特別講演会 (動画視聴)	101
	「パネルディスカッション産後パパ育業をとりましょう!」 (動画視聴)	21
	「女性の権利を国際基準に」 (動画視聴)	95
	「防災・減災に男女共同参画の視点を」 (動画視聴)	20
	ステージ発表 (動画視聴)	1,081
	合計	1,318

【特別講演会】 講師：三浦まり（上智大学法学部教授、一般社団法人パリテ・アカデミー共同代表）

6月17日（土）～7月3日（月） オンデマンド配信（視聴回数101回）

6月17日（土） 館内上映（7名）

【実行委員ワークショップ】

A	「パネルディスカッション あいてをよく知るために ～今おもって（思っで・想っで）いること～」 パネラー 5名 6月17日（土）午後2時～4時 対面式 参加者 14名
B	「パネルディスカッション 産後パパ育業をとりましよう！ ～誰でもとれる育児休業～」 パネラー 5名 6月18日（日）午前10時～正午 対面式 参加者 3名 6月26日（月）～7月3日（月） オンデマンド配信 視聴回数 21回
C	「女性の権利を国際基準に～ねりまの女性をもっと元気に～」 講師：山下泰子（文京学院大学名誉教授） 6月17日（土）～7月3日（月）オンデマンド配信 視聴回数 95回 6月17日（土）午前11時10分～午後0時40分 館内上映 参加者 10名
D	①「防災・減災に男女共同参画の視点を～男女共同参画でつなげよう 『防災知識の輪』～」 講師：瀬山紀子（埼玉大学ダイバーシティ推進センター准教授） 6月18日（日）午後1時30分～3時30分 対面式 参加者 20名 6月26日（月）～7月3日（月） オンデマンド配信 視聴回数 20回 ②「防災・減災講話および防災機器操作実演」 協力：練馬区立防災学習センター 6月17日（土）午後1時30分～3時30分～対面式 参加者 17名

【ステージ発表参加団体】（オンデマンド配信、および、館内上映会）

- Aloha（フラダンス）
 - 着付サークルもえぎ（着付パフォーマンス）
 - 石神井公園トーンチャイムサークル（トーンチャイム演奏）
 - 千夜一夜座朗読教室（朗読）
 - 練馬区民生児童委員混声合唱団ヴォール（合唱）
 - 花朗読の会（朗読）
 - B PプロジェクトCC（寸劇）
 - 光が丘マジッククラブ（マジック）
 - フェティア（タヒチアンダンス）
 - ふらっとbハーモニー（合唱）
 - ベーシック（合唱）
 - ミノアカ&リノリノ（フラダンス）
 - レア（フラダンス）
 - 朗読サークルかたらい（朗読劇）
- 計14団体



オンデマンド配信視聴回数	1,081回
館内上映会参加者数	60名

【館内展示参加団体】

♀ (アイ) 女性会議 練馬支部 (「叫ぶ芸術」ポスター)
NPO法人ハッピーひろば (団体活動紹介・手芸作品)
景行書道会 (書作品)
皓仙書道会 (書道掛軸・額)
サイエンスカフェねりま (団体活動紹介)
CPCクラブ (写真)
石神井折り紙サークル (折り紙作品)
社会福祉法人練馬区社会福祉協議会石神井障害者地域生活支援センター
ういんぐ (パネル)
新日本婦人の会 練馬支部 (ちぎり絵等)
ねりま若者サポートステーション (団体活動紹介)
ひとねっと (団体活動紹介)
フラワーアレンジメント「Kの会」 (花の作品)
和紙絵画草美会 (和紙絵)
練馬区男女共同参画推進懇談会 (パネル) 計15団体

展示会場来場者数	184名
----------	------

【図書・資料室】

本のリサイクル

来場者数	77名
------	-----



II 男女共同参画団体等に対する活動の場の提供に関する事業

1 貸出施設の利用（会議室等および付帯設備）

(1) 利用対象 練馬区に在住・在勤または在学している方、および、これらの方を主な構成員とする団体。

(2) 利用申請

【受付開始日】 登録団体：利用日の2か月前の月の1日から
上記以外：利用日の2か月前の月の25日から

【受付時間】 24時間（メンテナンス時間を除く）
※メンテナンス時間：毎月26日午前0時～午前7時
※先行・空き枠予約初日は午前9時から申込み可能

(3) 施設および付帯設備使用料（令和6年3月31日現在）

	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~21:30)	1時間単位
会議室	1,800円	2,400円	2,100円	600円
視聴覚室	3,300円	4,400円	3,900円	1,100円
第1研修室	1,200円	1,600円	1,400円	400円
第2研修室	1,200円	1,600円	1,400円	400円
第3研修室	1,200円	1,600円	1,400円	400円
和室（小）	600円	800円	700円	200円
和室（大）	1,200円	1,600円	1,400円	400円
録音室	600円	800円	700円	200円
保育室	900円	1,200円	1,100円	300円
保育室（目的外）	2,100円	2,800円	2,500円	700円
ピアノ	各時間帯につき 1,000円			200円
ビデオプロジェクター	各時間帯につき 1,000円			200円

※「男女共同参画センター登録団体」が利用するときは、5割減額。

(4) 団体登録

【登録要件】

- 1 団体の構成員が10人以上であること
- 2 団体の構成員の7割以上が、区内在住、在勤、在学であること
- 3 団体の代表者が練馬区民であること
- 4 男女共同参画センターの設置目的(男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現)に寄与する団体であること

【登録申請】

登録申請書に団体規約(会則)、活動報告書、活動計画書、会員名簿を添付して申請する。

(※練馬区公共施設予約システムカードをすでにお持ちの場合はカードの提示が必要です。)

男女共同参画団体(令和6年3月31日現在)

	分 類	団体数
I	人権・男女平等に関する活動団体 男女平等・女性史・ワークライフ バランスなどの研究・学習・活動	13
II	地域活動団体 障害者・子育て・青少年・高齢者 支援などの活動	67
III	文化・学習等に関する活動団体 語学・歴史・外国文化の学習・ 合唱などを通して男女共同参画 社会実現を目指す活動	129
合 計		209

【コラム】男女共同参画センター出前講座について

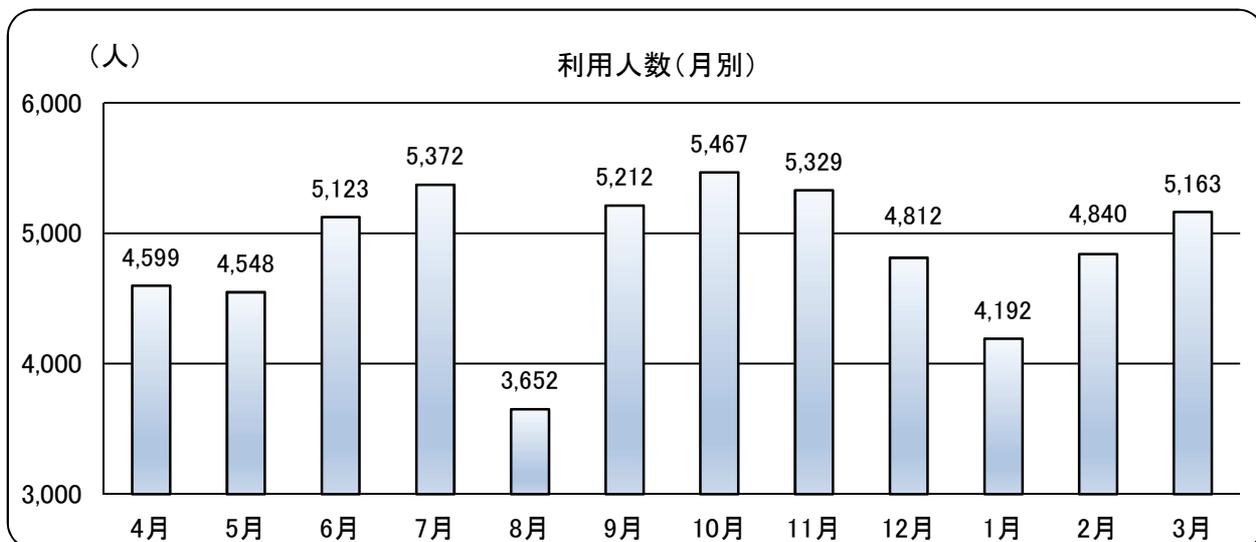
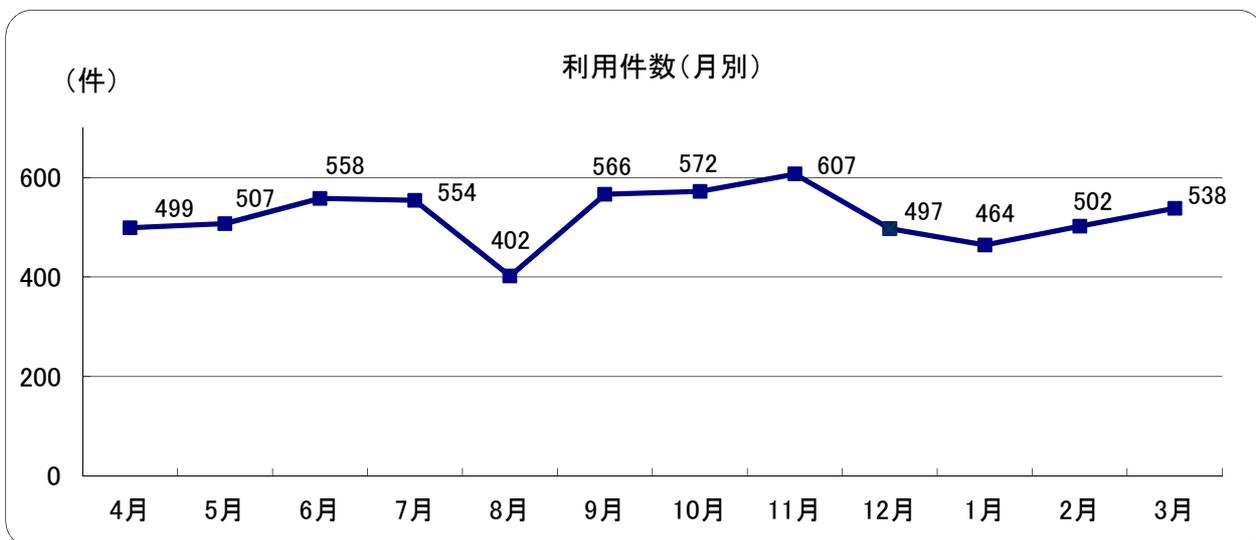
出前講座は、当センターの利用登録団体からの申し出により、センターの設置目的をご理解いただきながら男女共同参画の理念に触れていただく機会として実施してきました。

令和4年度からは、幼稚園や小中学校などへも出向いています。申し出に応じて「デートDV防止」「無意識の思い込み」「LGBTQ」など様々なテーマの講座を外部講師も活用して実施しており、受講した児童生徒や教職員、保護者からご好評いただいています。

2 利用状況(令和5年度)

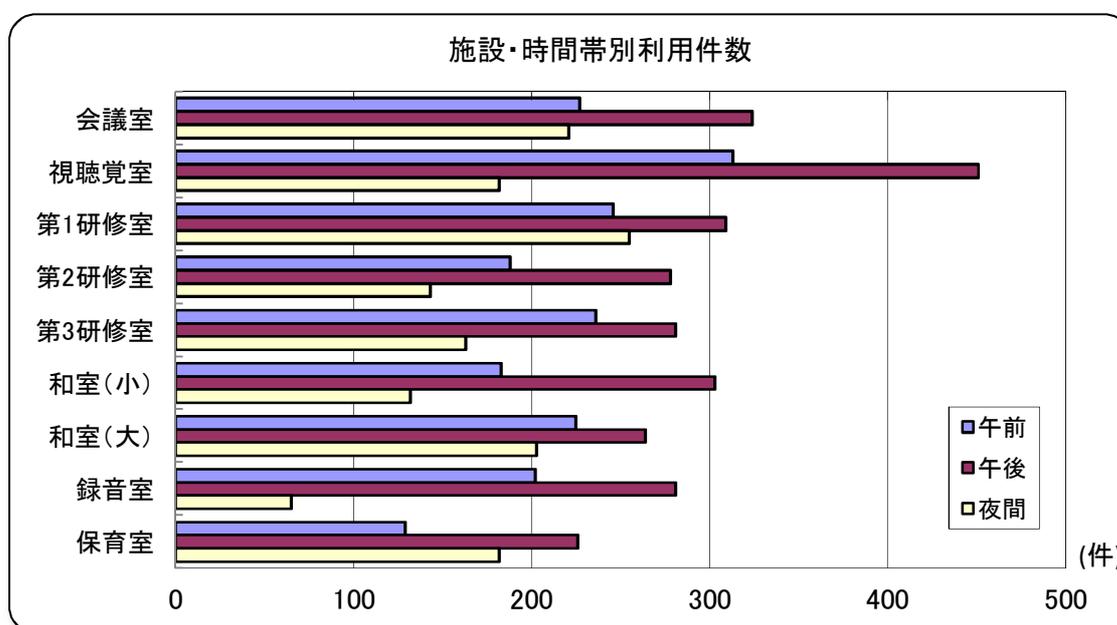
(1) 月別・時間帯別利用状況(交流コーナーの利用者を除く)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
午前	件数	175	164	183	188	125	184	167	192	158	152	164	182	2,034
	人数	1,556	1,373	1,525	1,688	946	1,600	1,471	1,602	1,402	1,231	1,380	1,566	17,340
午後	件数	221	223	235	226	158	235	244	244	203	198	205	224	2,616
	人数	1,934	1,988	2,064	2,098	1,378	2,243	2,354	2,196	2,034	1,803	1,855	2,094	24,041
夜間	件数	103	120	140	140	119	147	161	171	136	114	133	132	1,616
	人数	1,109	1,187	1,534	1,586	1,328	1,369	1,642	1,531	1,376	1,158	1,605	1,503	16,928
合計	件数	499	507	558	554	402	566	572	607	497	464	502	538	6,266
	人数	4,599	4,548	5,123	5,372	3,652	5,212	5,467	5,329	4,812	4,192	4,840	5,163	58,309



(2) 施設別利用状況（交流コーナーの利用者を除く）

	午前		午後		夜間		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
会議室	240	2,097	311	3,059	184	1,410	735	6,566
視聴覚室	311	4,485	422	6,223	176	2,958	909	13,666
第1研修室	269	2,396	302	2,882	261	3,110	832	8,388
第2研修室	184	1,480	235	1,944	118	1,194	537	4,618
第3研修室	231	2,210	294	2,556	164	1,857	689	6,623
和室(小)	186	796	310	1,594	195	918	691	3,308
和室(大)	251	1,883	229	1,776	182	1,256	662	4,915
録音室	208	867	302	1,404	137	482	647	2,753
保育室	150	1,126	214	2,603	200	3,743	564	7,472
合計	2,030	17,340	2,619	24,041	1,617	16,928	6,266	58,309



(3) 付帯設備利用状況

設 備	件数
ピアノ	549
ビデオプロジェクター	205

(4) その他

【交流コーナー】

個人、団体、自主活動グループ相互の交流の場として、交流コーナーを設置。誰もが気軽に自由に利用できるロビー的なスペースで会議・学習・懇談等に利用可能。
令和5年度利用人数 9,152人

【貸出ロッカー】

96団体分のロッカーを設置し、登録団体に貸出しを実施。（1年毎に更新）
令和5年度利用団体数 81団体（公用利用4個を含む）

【掲示設備】

情報提供、情報交換に活用。

相談事業

1 事業内容

気軽に安心して相談できる場として、各種相談事業を実施している。

相談名	相談日	相談時間
総合相談	毎日	午前9時～午後7時 (祝休日は午後5時まで)
男性のための相談【予約制】 令和6年度から予約なしで受付	第二火曜日	午後3時～午後7時
性的マイノリティに関する相談	第三土曜日	午前9時～午後5時
心の相談【予約制】	月～土曜日	午前10時～午後7時 (祝休日は午後5時まで)
配偶者等の暴力(DV)に対する 専門相談【予約制】	月曜日	午前9時～午後5時
	水曜日・金曜日 (第一金曜日を除く)	午前10時～午後7時 (祝休日は午後5時まで)
	第一金曜日 (練馬区区民相談所で実施)	午前9時～午後5時 (祝休日は休み)
法律相談【予約制】 法律相談の予約は、相談日の一週間前の午前9時から受付	土曜日 (祝休日を除く)	午後1時～午後4時 (1人30分間)

(いずれも年末年始・休館日を除く)



【配偶者暴力相談支援センターの役割】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、区市町村は配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう求められています。

法に定める業務として、配偶者からの暴力の被害者に対する「相談」「カウンセリング」「一時保護」「自立支援」「保護命令援助」などがあります。区では、これらの業務を人権・男女共同参画課と総合福祉事務所を中心に関係各所と連携して取り組んでいます。

このうち、男女共同参画センターえーるでは、「配偶者等の暴力(DV)に対する専門相談」として被害者のカウンセリングを行っています。



2 相談実績

(1) 総合相談件数

相談名	件数
総合相談	5,284
男性のための相談	3
性的マイノリティに関する相談	8
合計	5,295

相談内容	来所	電話	文書	計
人権・身の上	17	3,673	0	3,690
暴力	14	131	0	145
婚姻	0	0	0	0
離婚	0	8	0	8
子育て(就学前)	0	0	0	0
児童・虐待	0	0	0	0
教育	0	0	0	0
就職・転業	1	6	0	7
職場・労働	0	22	0	22
ハラスメント	0	3	0	3
性的マイノリティ	4	17	0	21
健康問題	0	1	0	1
福祉・介護	1	2	0	3
国保・年金・税務	0	3	0	3
戸籍住民登録	0	0	0	0
相続	0	3	0	3
金銭・保証	0	4	0	4
住まい	0	3	0	3
交通事故	0	1	0	1
その他の相談	0	2	0	2
予約(変更)受付	19	1,002	0	1,021
雑件	6	352	0	358
合計	62	5,233	0	5,295

(2) 心の相談件数

相談の内容		面接		電話		計		合計
		女	男	女	男	女	男	
自分自身の問題	生き方	28	1	4	0	32	1	33
	心理	9	0	0	0	9	0	9
	進路	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	2	0	3	0	3
人間関係	夫婦関係	53	2	0	0	53	2	55
	親子関係	25	0	0	0	25	0	25
	嫁姑関係	2	0	0	0	2	0	2
	家族関係	46	0	2	0	48	0	48
	親族関係	0	0	0	0	0	0	0
	近隣関係	2	0	0	0	2	0	2
	職場関係	8	0	0	0	8	0	8
	友人関係	3	0	0	0	3	0	3
	男女関係	2	0	0	0	2	0	2
	総合的な関係	2	0	0	0	2	0	2
教育	教育問題	1	0	0	0	1	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0
健康	身体の病気	0	0	0	0	0	0	0
	精神の病気	0	0	0	0	0	0	0
	心身の病気	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
合計		182	3	8	0	190	3	193
実人数		128	2	5	0	133	2	135

(3) 配偶者等の暴力(DV)に対する専門相談件数

相談内容	来所	電話	文書	計
配偶者からの暴力	165	40	0	205
元配偶者からの暴力	0	0	0	0
生活の本拠を共にする(した)交際相手からの暴力	1	0	0	1
交際相手からの暴力(デートDV)	0	0	0	0
子どもからの暴力	0	0	0	0
その他からの暴力	0	0	0	0
合計	166	40	0	206

(4) 法律相談件数

相談内容	計	相談内容	計
土地・家屋	22	男女関係	1
借地・借家	20	親子関係	6
相隣関係	13	労働	4
相続・遺言	133	登記	2
金銭(サラ金)	14	人権	1
契約不履行	5	刑事・少年	4
損害賠償	7	交通事故	11
商事	0	その他	66
夫婦関係・離婚	24	合計	333

(内訳) 女性 213人
男性 120人



IV 男女共同参画に関する調査・研究、資料収集、情報提供事業等

1 事業内容

図書・資料室を設置し、男女共同参画の推進に関する学習・研究活動に必要な資料の収集・整理、情報提供等を行っています。

図書・資料室には、閲覧席（9席）、児童書コーナーを設け、誰もが自由に利用可能です。

- ① 男女共同参画の推進に関する図書・資料の収集、整理および貸し出し
- ② 区・都・国の男女共同参画に関する行政資料および女性団体・住民団体・自主グループ等の資料収集
- ③ 男女共同参画の推進に係る学習に関する図書案内および読書相談
- ④ 男女共同参画の推進に関する調査研究・啓発（パネル展示）
- ⑤ 男女共同参画の推進に関する、新聞記事の切り抜きを図書・資料室に掲示
- ⑥ 情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の発行（隔月発行）
- ⑦ 保育付きブックタイム事業
- ⑧ 検索性タブレット端末の貸し出し（就活応援コーナー併用）

2 図書・資料室案内

(1) 開室日・時間

開室日 休館日を除く毎日
 開室時間 午前9時から午後9時30分
 （男女共同参画の推進に係る図書案内・読書相談は午後5時まで）

(2) 貸出利用

貸出対象 区内在住・在勤・在学者
 登録 利用については登録制（有効期限5年）
 貸出点数 6冊以内
 貸出期間 4週間以内

(3) 蔵書数（令和6年3月31日現在）

一般図書 12,727冊
 児童書 723冊
 行政資料 1,576冊
 団体資料 495種（逐次刊行物、女性関係新聞を含む）
 雑誌 13誌



一般図書蔵書構成

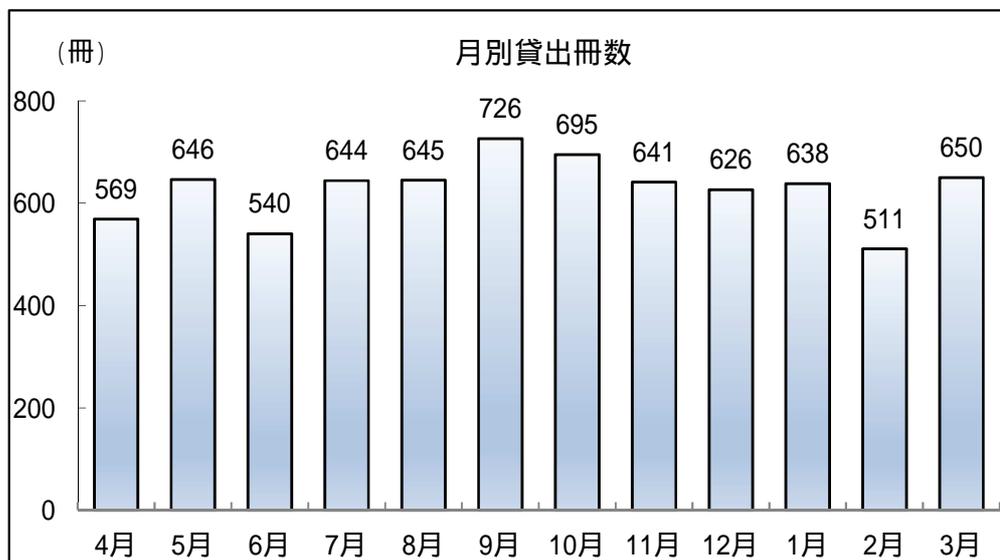
分類	総記	心理	歴史	社会学	自然科学	生活	産業	芸術	言葉	文学	合計
	(0門)	(1門)	(2門)	(3門)	(4門)	(5門)	(6門)	(7門)	(8門)	(9門)	
冊数	116	539	994	4,903	720	681	125	561	155	3,933	12,727
構成割合	0.9%	4.2%	7.8%	38.5%	5.7%	5.4%	1.0%	4.4%	1.2%	30.9%	100.0%

3 図書・資料室利用状況

(1) 登録者数（令和6年3月31日現在）

合計 995人（令和5年度登録者 191人）

(2) 貸出冊数 総数 7,531冊



(3) リクエスト処理状況 受付件数 430件

(4) レファレンス件数 受付件数 46件

(5) 検索性タブレット利用件数 23件

4 情報提供

(1) 情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の発行

隔月発行 各号400部 年2,400部発行

発行月	発行号	特集テーマ
令和5年4月	101号	わたしたちの人権
令和5年6月	102号	女性向きの仕事、男性向きの仕事ってある？
令和5年8月	103号	性の多様性を理解するために
令和5年10月	104号	その症状、更年期かも？
令和5年12月	105号	生活のバランス、考えてみませんか？
令和6年2月	106号	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

(2) 「男女共同参画センターえーるだより」の発行 指定管理者発行

年4回発行 年10,500部発行

(3) デートDV防止リーフレット「もしかして...デートDV？」 指定管理者発行

デートDV防止啓発資料として作成している「もしかして...デートDV？」リーフレット。毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて実施する「えーるスクエア」や区立中学校向けデートDV防止出前講座で配付しています。

5 保育付きブックタイム事業

講座名	図書・資料室講座 本の時間～ブックタイム		
実施日	時間	保護者数	子ども人数
4月19日(水)	午前10時～正午	6	6
5月24日(水)	午前10時～正午	4	4
6月21日(水)	午前10時～正午	4	4
7月19日(水)	午前10時～正午	5	5
8月21日(月)	午前10時～正午	4	6
9月13日(水)	午前10時～正午	5	5
10月17日(火)	午前10時～正午	5	5
11月10日(金)	午前10時～正午	6	6
12月13日(水)	午前10時～正午	5	6
1月17日(水)	午前10時～正午	4	6
2月28日(水)	午前10時～正午	5	6
3月22日(金)	午前10時～正午	4	5
合 計		57	64

【コラム】 保育付きブックタイム事業

男女共同参画センターえーるの図書・資料室では、子育て中の保護者を対象に「保育付きブックタイム事業」を実施しています。

子どもと家でずっと向き合っていると、ゆっくり本を読む時間もない...ひとりの時間が欲しい...といった保護者の声に応えるべく、保育者が子どもたちを保育している時間に、図書室でゆっくりと読書する時間を提供する事業です。

1回2時間程度実施する「保育付きブックタイム事業」によって保護者にリフレッシュタイムと子育てに関する資料等の情報を提供しています。



練馬区立男女共同参画センター条例

昭和 61 年 12 月 12 日

条例第 47 号

注 平成 17 年 7 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、練馬区立男女共同参画センター(以下「センター」という。)の設置、管理、運営および利用について必要な事項を定めることにより、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(平 22 条例 10・全改)

(名称および位置)

第 2 条 センターの名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
練馬区立男女共同参画センター	東京都練馬区石神井町八丁目 1 番 10 号

(平 22 条例 10・一部改正)

(運営)

第 3 条 区長は、センターの運営に当たっては区民の参加を積極的に進め、民主的に行うものとする。

(事業)

第 4 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、つぎに掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に係る学習の機会および場の提供に関する事業
- (2) 男女共同参画の推進に係る団体および個人の相互交流の機会および場の提供に関する事業
- (3) 女性に係る相談その他の男女共同参画に係る相談に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げる事業に係る調査・研究ならびに情報の収集および提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(平 22 条例 10・一部改正)

(施設)

第 5 条 センターに、つぎの各号に掲げる施設を設ける。

- (1) 研修室
- (2) 視聴覚室
- (3) 録音室
- (4) 会議室
- (5) 和室
- (6) 保育室
- (7) 図書・資料室
- (8) 相談室
- (9) 連絡交流室
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

(休館日)

第 6 条 センターの休館日は、1 月 1 日から同月 3 日までおよび 12 月 29 日から同月 31 日までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(平 17 条例 44・一部改正)

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 区長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(利用者の範囲)

第8条 センターを利用できる者の範囲は、つぎのとおりとする。

- (1) 練馬区(以下「区」という。)の区域内に住所を有する者
- (2) 区の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
- (3) 区の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 前3号に規定する者を主な構成員とする団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、センターの管理運営に支障がなく、区長が認める者

(利用の手続等)

第9条 センターの施設および備付器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める施設を利用する場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第10条 区長は、つぎの各号の一に該当するときは、前条第1項の利用の承認をしない。

- (1) 第16条第1項各号に規定する禁止行為をするおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第11条 センターの施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 センターの備付器具の使用料は、1利用単位につき1,000円の範囲内で規則で定める。

3 第9条の規定により利用の承認を受けた者は、前2項に規定する使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 区長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項または第2項に規定する使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用の承認を受けた者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第15条 区長は、つぎの各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

- (1) 利用の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例または区長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の理由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(禁止行為)

第16条 センターの施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、センター内においてつぎの行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を害する行為
- (2) 営利を目的とする行為

(3) この条例または区長の指示に違反する行為

2 区長は、センターに入館した者が前項各号に規定する行為を行ったときは、その者に対して、必要な措置をとることができる。

(原状回復の義務)

第 17 条 利用者は、センターの施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第 15 条の規定により承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第 18 条 利用者は、センターの施設等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 19 条 区長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を行わせるものとする。

(平 17 条例 44・追加)

(業務の範囲)

第 20 条 センターの指定管理者は、つぎに掲げる業務を行う。

- (1) 第 4 条第 1 号および第 2 号に規定する事業に関する業務
- (2) 第 9 条に規定する利用の承認および第 10 条に規定する利用の不承認に関する業務
- (3) 第 15 条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (4) センターの施設、付属設備および物品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(平 17 条例 44・追加、平 23 条例 23・一部改正)

(指定管理者の指定の手續)

第 21 条 第 19 条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(平 17 条例 44・追加)

第 22 条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、つぎに掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) センターの運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) センターの設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
- (3) センターの施設、付属設備および物品の適切な維持管理を行うことができるものであること。
- (4) センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (5) センターの管理を安定して行うための物的能力および人的能力を有していること。

2 区長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(平 17 条例 44・追加)

(管理の基準)

第 23 条 指定管理者は、つぎに掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設、付属設備および物品の維持管理を適切に行うこと。

(平 17 条例 44・追加)

(利用料金)

第 24 条 指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として利用者から收受することができる。

2 前項の規定により指定管理者が收受することができる利用料金の額は、第 11 条第 1 項および第 2 項に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、区長が別に定める基準に従い、收受する利用料金の額を減額し、または免除することができる。

4 指定管理者は、区長が別に定める基準に従い、收受した利用料金の全部または一部を還付することができる。

(平 17 条例 44・追加)

(委任)

第 25 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平 17 条例 44・旧第 19 条繰下)

付 則

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 15 条までおよび第 19 条の規定は、昭和 62 年 2 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年 3 月条例第 9 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 5 年 3 月条例第 14 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 3 月条例第 9 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立練馬女性センター条例別表に規定する使用料については、平成 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る分について適用し、同年 6 月 30 日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(平成 11 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 3 月条例第 8 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立練馬女性センター条例の規定は、平成 14 年 7 月 1 日以後の利用について適用し、同年 6 月 30 日以前の利用については、なお従前の例による。

付 則(平成 17 年 7 月条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 3 月条例第 10 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 6 月条例第 23 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 10 月条例第 50 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立男女共同参画センター条例別表の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

別表(第 11 条関係)

(平 27 条例 50・一部改正)

利用単位		午前	午後	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
第 1 研修室		1,200 円	1,600 円	1,400 円
第 2 研修室		1,200 円	1,600 円	1,400 円
第 3 研修室		1,200 円	1,600 円	1,400 円
視聴覚室		3,300 円	4,400 円	3,900 円
録音室		600 円	800 円	700 円
会議室		1,800 円	2,400 円	2,100 円
和室	大	1,200 円	1,600 円	1,400 円
	小	600 円	800 円	700 円
保育室		900 円	1,200 円	1,100 円

備考

- 1 保育室を保育施設以外として利用する場合の使用料は、午前にあつては 2,100 円、午後にあつては 2,800 円、夜間にあつては 2,500 円とする。
- 2 この表に掲げる施設については、規則で定める場合において、午前 9 時から午後 9 時までの間にあつては 1 時間単位、午後 9 時から午後 9 時 30 分までの間にあつては 30 分単位で利用することができる。
- 3 前項の場合における使用料は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。)とする。
 - (1) 午前 9 時から正午までの間で 1 時間単位で利用する場合 午前の利用単位の規定使用料の 1 時間単位に相当する額
 - (2) 正午から午後 6 時までの間で 1 時間単位で利用する場合 午後の利用単位の規定使用料の 1 時間単位に相当する額
 - (3) 午後 6 時から午後 9 時までの間で 1 時間単位で利用する場合 夜間の利用単位の規定使用料の 1 時間単位に相当する額
 - (4) 午後 9 時から午後 9 時 30 分までの間で 30 分単位で利用する場合 夜間の利用単位の規定使用料の 30 分単位に相当する額

練馬区立男女共同参画センター運営委員会設置要綱

昭和63年 5月27日

練区活発第4021号

(目的および設置)

第1条 練馬区立男女共同参画センター条例(昭和61年12月練馬区条例第47号。以下「条例」という。)第4条に規定する事業の円滑な推進を図るため、練馬区立男女共同参画センター運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、つぎに掲げる事項について意見をとりまとめ、総務部人権・男女共同参画課長へ報告するものとする。

練馬区立男女共同参画センター(以下「センター」という。)の施設の利用および運営に関すること。

事業の計画に関すること。

前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長および副委員長は、第3項に定める委員の中から互選により選出する。

3 委員は、つぎに掲げる者の中から区長が委嘱した者20名程度をもって構成する。

学識経験者 4名程度

センターが所在する地域での活動を行う者 1名程度

一般公募による者 15名程度

(委員長および副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項により再任される委員の再任については、通算して3期を限度とする。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、資

料の提出を求め、意見の聴取等を行うことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、条例第19条に規定する指定管理者が処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営につき、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和63年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年 6 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に委員として委嘱されている者については、第 5 条第 1 項の規定により選任されたものとみなし、その再任限度は第 5 条第 2 項の規定にかかわらず従前の例による。

付 則 (平成18年 3 月29日17練総人第609号)

この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成22年 3 月19日21練総人第657号)

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成24年 3 月19日23練総人第545号)

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 2 年 4 月 1 日 2 練総人第153号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 4 年 2 月 3 日 3 練総人第396号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 6 年 3 月 6 日 5 練総人第349号)

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

男女共同参画センター運営委員会開催状況

構成： 18期 13名（学識経験者3名、登録団体3名、地域活動1名、公募6名）

令和6年3月31日現在

任期： 1期2年

・18期（令和4年7月～令和6年6月）

招集： ・18期 4回

期	開催年月日	議 題
第18期	令和5.4.26	(1) 令和5年度職員体制について (2) 令和4年度年間事業実施状況について (3) 令和5年度事業計画について (4) 令和4年度利用者アンケート結果について
	令和5.8.31	(1) えーるフェスティバルについて
	令和5.10.27	(1) 令和5年度実施事業報告について (2) 令和6年度区民企画講座について
	令和6.1.29	(1) 令和6年度事業について (2) 令和6年度区民企画講座について (3) 令和5年度事業実施状況について (4) 管理運営状況評価について (5) 利用者アンケートの実施について



男女共同参画センターえーる 事業概要

(令和5年度事業実績)

令和6年8月発行

練馬区総務部人権・男女共同参画課

〒176-8501

東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話 03-5984-4518